

消費生活相談員が知っておきたい裁判手続

第10回

民事裁判手続のデジタル化（民事訴訟）



園部 厚 Sonobe Atsushi

東京簡易裁判所民事第6室 簡易裁判所判事

民事裁判手続のデジタル化

近年においては、情報通信技術の発展により、様々な手続がインターネット上でできることが通常になってきており、それに伴って、民事訴訟手続のデジタル化を図る「民事訴訟法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第48号）（以下、令和4年改正法）が成立し、2022（令和4）年5月25日に公布されました。

また、人事訴訟、家事事件、民事執行等の他の民事裁判手続のデジタル化については、「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和5年法律第53号）が成立し、2023（令和5）年6月14日に公布されました。

今回は、それらの民事裁判手続のデジタル化（図）のうち、民事訴訟手続のデジタル化について説明をしたいと思います。

図 民事裁判手続のデジタル化

●ウェブ会議等の活用

ウェブ会議等によって参加できる裁判所の手続を拡大

●インターネットを利用した申立て等

インターネットによる訴えの提起、申立書の提出等が一律に可能に

●事件記録の電子化

当事者等はオンラインで事件記録にアクセスし、閲覧やダウンロードすることが可能に

民事訴訟（口頭弁論） 令和6年3月1日～
その他の手続 令和8年5月までに段階的に拡大

民事訴訟
令和8年5月まで
その他の手続
令和10年6月まで
※具体的な施行日は
今後政令で決定



民事訴訟手続のデジタル化について

ウェブ会議・電話会議を利用して弁論準備手続期日・和解期日に参加する仕組み

1. ウェブ会議・電話会議を利用した弁論準備手続期日

令和4年改正法前の民事訴訟法下では、ウェブ会議（映像と音声付の方法）又は電話会議（音声のみの方法）による弁論準備手続は、当事者が遠隔地に居住しているとき、その他相当と認めるときにでき、当事者の一方が出頭した場合に限り、行うことができるとされていました（民事訴訟法〔以下、民訴法〕旧170条3項）。

これについては、同改正法で、遠隔地要件を削除し、裁判所が相当と認められるときに行うことができるとされ、当事者の一方が期日に出頭した場合に限るとの要件も廃止し、双方がウェブ会議や電話会議を利用して、弁論準備手続に出席できるようになりました（民訴法170条3項）。

この改正法は、2023（令和5）年3月1日から施行されています。

2. ウェブ会議・電話会議を利用した和解期日

令和4年改正法前の民事訴訟法下では、和解期日については、当事者が、ウェブ会議又は電話会議を利用して関与することはできませんでした（民訴法旧261条3項参照）。

同改正法では、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、ウェブ会議又は電話会議により和解の期日における手続を行うことがで

出典：法務省ウェブサイト <https://www.moj.go.jp/content/001413283.pdf> 「パンフレット（民事裁判手続のデジタル化）」をもとに作成



消費生活相談員が知っておきたい裁判手続

き(民訴法89条2項)、当該期日に出頭しないで当該手続に参与した当事者は、その期日に出頭したものとみなされることとなりました(同条3項)。

この改正法は、2023(令和5)年3月1日から施行されています。

ウェブ会議を利用した口頭弁論期日等に参加する仕組み

1. 民事訴訟におけるウェブ会議を利用して口頭弁論期日に参加する仕組み

令和4年改正法前の民事訴訟法下では、当事者は、口頭弁論の期日においては、基本的に、現実に出席しなければ弁論をすることができないものとされていました。

これについては、同改正法で、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、ウェブ会議により、口頭弁論期日における手続を行うことができることとした(民訴法87条の2第1項)。

この改正法は、2024(令和6)年3月1日から施行されています。

2. 人事訴訟におけるウェブ会議を利用して口頭弁論期日に参加する仕組み

人事訴訟手続においても、同様にウェブ会議を利用して、口頭弁論期日に参加できるようになり(令和4年改正人事訴訟法[以下、人訴法]37条3項^{ただし}書【46条で準用】)、同改正法は、2025(令和7)年3月1日から施行されています。

3. 人事訴訟におけるウェブ会議による離婚等の成立等

令和4年改正法(2025[令和7]年3月1日施行分)前の人事訴訟法下では、ウェブ会議又は電話会議による弁論準備手続期日(民訴法170条3項)においては、和解(離婚が成立するもの)及び請求の認諾をすることができませんでした(人訴法旧37条3項)。そして、離縁の訴えにおいても、ウェブ会議又は電話会議による弁論準備手続期日(民訴法170条3項)においては、和解(離縁が成立するもの)及び請求の認諾をすることができませんでした(人訴法旧44条、2024

[令和6]年4月1日施行改正人訴法46条)。

これについては、令和4年改正法(2025[令和7]年3月1日施行分)で、離婚訴訟では、ウェブ会議による口頭弁論期日、和解期日及び弁論準備手続期日においては、離婚が成立する和解及び請求の認諾をすることができることとなりました(人訴法37条3項^{ただし}書)。ただ、電話会議による和解の期日及び弁論準備手続の期日においては、引き続き、離婚が成立する和解及び請求の認諾をすることはできないこととなります(同項本文)。

また、令和4年改正法(2025[令和7]年3月1日施行分)で、離縁訴訟でも、ウェブ会議による口頭弁論期日、和解の期日及び弁論準備手続期日において、離縁が成立する和解及び請求の認諾をすることができるようになりました(人訴法46条・37条3項^{ただし}書)。そして、電話会議による和解の期日及び弁論準備手続の期日においては、引き続き、離縁が成立する和解及び請求の認諾をすることができないこととなります(人訴法46条・37条3項本文)。

4. 家事調停におけるウェブ会議による離婚等の成立等

令和4年改正法前の家事事件手続法下では、離婚又は離縁についての調停事件においては、原則として、ウェブ会議又は電話会議により調停を成立させることはできませんでした(家事事件手続法[以下、家事法]旧268条3項)。また、同様に、「合意に相当する審判」^{*1}における合意も、ウェブ会議又は電話会議では成立させることはできませんでした(家事法旧277条2項)。

これについては、令和4年改正法(2025[令和7]年3月1日施行分)で、離婚又は離縁の調停においては、ウェブ会議によって、調停を成立させることができ(家事法268条3項^{ただし}書)、合意に相当する審判における合意もウェブ会議によって成立させることができることとなりました(家事法277条2項^{ただし}書)。ただ、電話会議を利用する方法によっては、引き続き、離婚又は

^{*1} 人事に関する訴え(離婚及び離縁を除く)を提起することができる事項についての家事調停手続において、当事者間の合意だけでは調停成立とはならず、家庭裁判所が調査したうえで審判する



消費生活相談員が知っておきたい裁判手続

離縁について調停を成立させることはできず(家事法268条3項本文)、合意に相当する審判における合意も成立させることはできません(家事法277条2項本文)。

オンラインによる訴状等の提出、訴訟記録の電子化

1. インターネットを利用しての訴えの提起・主張書面の提出等

裁判所に提出する訴状等の申立書等の提出を、電子情報処理組織をもってすることができるとする、申立て等をオンライン化することができるとする規定は、令和4年改正法前から設けられていました。令和4年改正法では、訴えの提起や攻撃防御方法^{*2}の提出について、現実には、インターネットを利用して行うことができる改正がなされました(民訴法132条の10)。申立ての際に収める手数料は、原則として、Pay-easy(ペイジー)^{*3}による電子納付によることとなります(民事訴訟費用等に関する法律8条)。

これらのインターネットを利用して申立て等ができるものについて、書面で提出するか、インターネットを利用してするかは、原則として、申立て等をする者の選択に委ねられています。しかし、簡易裁判所の許可代理人等を除く弁護士等の委任を受けた者の当該委任を受けた事件について訴えの提起等の申立て等をする際には、インターネットを利用する方法によることが義務づけられています(民訴法132条の11)。

2. 訴訟記録の電子データ化

令和4年改正法前の民事訴訟法下では、訴訟記録は書面により構成されていました。

令和4年改正法では、インターネットを利用して裁判所に訴えの提起や攻撃防御方法が提出されていれば、そのまま電子データで保管し(民訴法132条の13)、書面で提出されたものは裁判所が電子データ化することになります(民訴法132条の12)。そして、裁判所は、紙媒体で原本を作成している判決書や調書等を電子データにより作成し、保管することになります(民訴法

160条・252条・253条)。

また、令和4年改正法前の民事訴訟法下では、和解調書等の和解に関する訴訟記録は、他の訴訟記録と同様に、原則として、何人も閲覧することができました(民訴法現91条1項)が、同改正法下においては、和解調書等(公開法廷である口頭弁論期日で行われたものを除く)については、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限って、閲覧することが可能であるとされました(民訴法91条2項、91条の2第4項)。

3. 記録の送達等

記録の送達については、従来の書面による送達に加えて、インターネットによるシステム送達を導入されました。システム送達が可能となるのは、受送達者^{*4}がこの方法により送達を受ける旨の届出をしている場合(民訴法109条の2第1項但し書)ですが、オンライン申立てを義務づけられる弁護士代理人等は、この届出をしなければならず(民訴法132条の11第2項)、この届出をしない場合でも、システム送達の対象者となります(民訴法109条の4第1項)。

システム送達は、受送達者が送達対象とされる事項についてシステム上閲覧やダウンロードができるようにするとともに、そうした措置が取られた旨の通知を受送達者の届け出た通知先に宛てて発するという方法で行われ(民訴法109条の2)、受送達者が当該事項を閲覧又はダウンロードをした時又は上記の通知発出の日から1週間を経過した時に効力が生じます(民訴法109条の3第1項)。

受送達者がシステム送達の対象とならない場合には、送達の対象が書面である場合にはもちろん、電磁的記録の場合であっても、それを出力した書面を送達することになります(民訴法109条)。

4. 改正法施行日

前述の1. から3. の改正法は、公布の日(2022[令和4]年5月25日)から4年以内の日^{そめい}に施行されます。

^{*2} 民事訴訟において、その判断の根拠となるべき資料のうち、原告側が提出するものを攻撃方法、被告側の提出するものを防御方法という

^{*3} 税金等の支払を金融機関のインターネットバンキングやATMを用いて行うことができるサービス

^{*4} 送達を受けるべき者